

## **【事案Ⅶ－7】車両共済金請求**

・平成 28 年 1 月 20 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

申立人が軽四輪自動車で行中、自車の側方を高速で通過した車両により跳ねた石がフロントグリルとフロントガラスに衝突した。このため、これら修理した後、車両共済金を請求したところ、本件損害は別々の事故によるものと認定されたため、本件損害は1回の事故により発生したものと認定すべきとして、申立てに及んだもの。

### **<不受理の理由>**

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第 16 条 3 号にもとづき、申立てを不受理とした。